

一般国道 464 号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見〔市長意見（案）〕

1 全般事項

北千葉道路と接続する東京外かく環状道路において、供用後に大気質、騒音、振動、水文環境（地下水）等に関する意見が寄せられており、本市域における当該都市計画対象道路事業実施区域周辺は、これらの環境要素に対する住民の関心が非常に高い地域となっていることから次の２点について検討されたい。

（１）環境保全措置

環境影響評価の結果に加え、土地利用状況、住居等の立地条件を勘案し、環境保全措置の検討を行うこと。

また、採用する環境保全措置について、その検討経緯を丁寧に地域住民に説明し、理解を求めること。

（２）事後調査

大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水文環境（地下水）及び地盤について、施工時の監視体制を明らかにするとともに、適切な時期に事後調査を行い、事業による実影響を把握し、必要に応じ適切な措置を講じ、結果を公表すること。

また、予測に用いた日交通量の妥当性についても併せて調査を行い、結果を公表すること。

2 個別事項

（１）振動

専用部が地下を通過する区間である予測地点（稲越町及び堀之内／中国分）については、専用部における日交通量を加えて予測すること。

（２）水文環境（地下水）

農業用水として地下水を利用している箇所について、営農活動に支障をきたすことが無いよう、工事施工時及び供用後において必要に応じ適切な措置を講じ、結果を公表すること。

3 その他

（１）本市の大町地区は市街化調整区域であり、住居等の建築の際には、周辺環境との調和のため建築物の高さや日影規制に第一種低層住居専用地域と同等の制限を付していることから、これを踏まえた上で、環境保全措置の範囲や内容を検討すること。

また、当該地区は梨畑を中心とした優良な農地が広がる地区であることから、営農環境の維持が図られるよう、大気質や水文環境等について環境保全措置の範囲や内容を検討すること。

（２）具体的な工事計画の策定及び施工にあたっては、環境負荷を低減・回避するための環境保全措置の実施徹底を図ること。

また、工事車両の走行においては、車両台数の抑制及び平準化等を図り、工事車両の運行に伴う道路沿道への大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう努めるとともに、近隣住民への安全配慮の観点から、万全な対策を講ずること。